

700MHz帯における移動通信システムの普及のための 特定基地局の開設計画の認定（概要）

令和5年10月
移動通信課

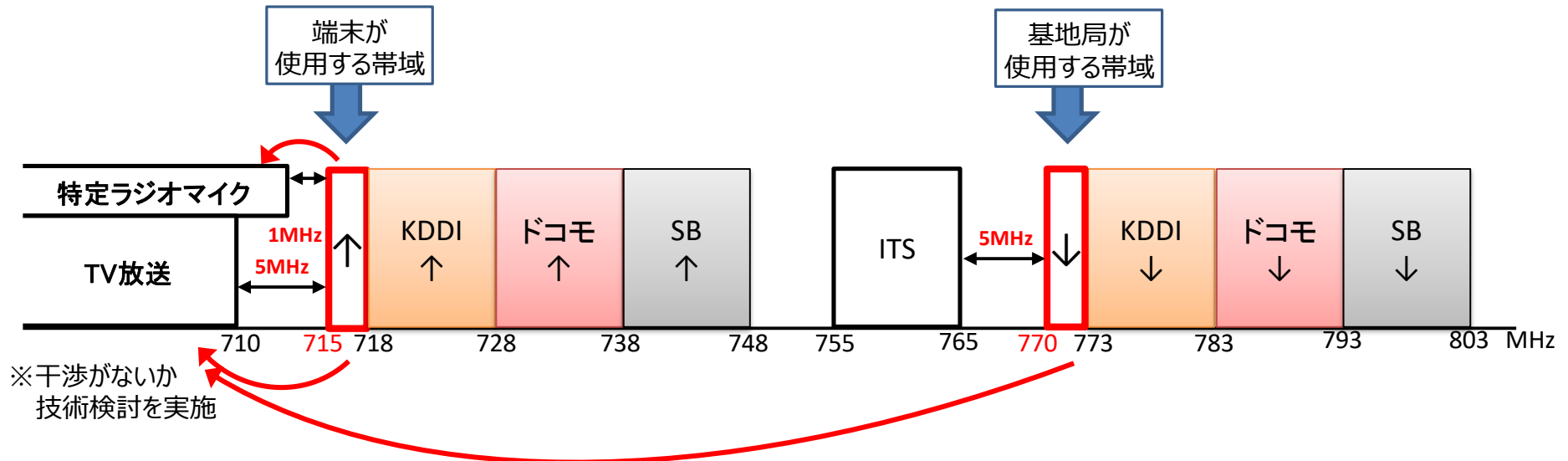
700MHz帯における3MHzシステムの割当て

1

- **700MHz帯は、広いエリアカバーが可能ないわゆる「プラチナバンド」であり、プラチナバンドにおける携帯電話用（4G）周波数の確保に関して選択の幅を広げるため、令和4年11月から情報通信審議会において追加割当てに向けた検討を開始。**
- 令和5年8月29日に割当方針（開設指針、技術基準等）を制定するとともに、同年8月29日から9月29日までの間、開設計画の認定申請を受け付けたところ、**楽天モバイル株式会社の1者から申請。**

割当予定の700MHz帯

3MHz × 2 認定期間 10年間



申請者（1者）

- 楽天モバイル株式会社（代表取締役社長 矢澤 俊介）

○ 楽天モバイル株式会社が認定申請した開設計画の概要は、次のとおり。

【開設計画の概要】

●サービス開始日	令和8年3月頃	※ 準備が想定よりも早期に整った場合は、期日より前倒して運用開始
●認定期間終了時の特定基地局の開設数（全国）	10,661局	
●特定基地局開設料	9億円／年	
●認定期間終了時の人口カバー率（全国）	83.2%	
●認定期間終了時の道路カバー率（全国）	33.5%	
●認定期間終了時の面積カバー率（全国）	14.4%	
●3MHz幅の5G・CA利用に関する国際標準化提案を行う計画	3GPPにおいて標準化活動を実施	
●高周波数帯（sub6・ミリ波）と組み合わせた整備を行う計画	認定期間終了時の基地局（屋外開設数） ・ Sub6（3.7GHz帯）：18,254局 ・ ミリ波（28GHz帯）：9,059局	
●特定基地局の設備投資額（令和15年度末までの累計）	544億円	
●認定の有効期間（10年間）の満了までに単年度黒字を達成する計画	令和8年度に単年度での黒字化	

○ 申請者が1者だったことを踏まえ、申請された計画が、開設指針に定める絶対審査基準に適合しているかを審査。

絶対審査基準			計画の概要
エリア展開	①	認定から10年後までに、各総合通信局管区で人口カバー率を80%以上とする計画を有すること	認定から10年後の人口カバー率が各総合通信局管区で80%以上（全国では83.2%）
設備	②	特定基地局設置場所の確保、設備調達及び設置工事体制の確保に関する計画を有すること	- 既設基地局に併設予定（設置場所として計画予定数（10,661局）分を確保済み） - 置局に当たっては、地域住民へ対面説明や資料配布を実施し、必要に応じて説明会を開催 - 無線設備は既にLTE/5Gで実績のある調達先等から選定 「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（昭和62年郵政省告示第73号）、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和5年度版）」及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成30年12月10日関係省庁申合せ）に留意 - 基地局工事に伴う騒音等の影響や、基地局設置に伴う景観面に配慮 24時間365日の監視体制や障害時の対応体制の整備やサイバーセキュリティ確保のための取組を実施
	③	特定基地局の運用に必要な電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策に関する計画を有すること	
周波数の経済的価値	④	特定基地局開設料の金額が「 $(281.3 - 0.0114 \times \alpha^*) \div 10 \div 2$ 億円 / 年」以上であること（ただし、最低額は1億円 / 年） ※ 開設計画に記載する特定基地局の数	特定基地局開設料は9億円/年（下限額は8億円/年）
財務	⑤	設備投資等に必要な資金調達の計画及び認定の有効期間（10年間）の満了までに単年度黒字を達成する収支計画を有すること	- 楽天グループ株式会社からの出資金及び借入金、楽天モバイル株式会社における債権流動化並びに銀行借入により資金を調達 - 令和8年度に単年度での黒字化
コンプライアンス	⑥	法令遵守、個人情報保護及び利用者利益保護（広告での通信速度及びサービスエリア表示、通信性能による差異のエリアマップ表示等を含む。）のための対策及び当該対策を実施するための体制整備の計画を有すること	- 社内規定、内部通報窓口等の社内体制の整備やCCO（Chief Compliance Officer）の設置 - 個人情報保護や利用者利益保護に係る法令やガイドラインの遵守を明記

審査基準に基づく審査結果(2/2)

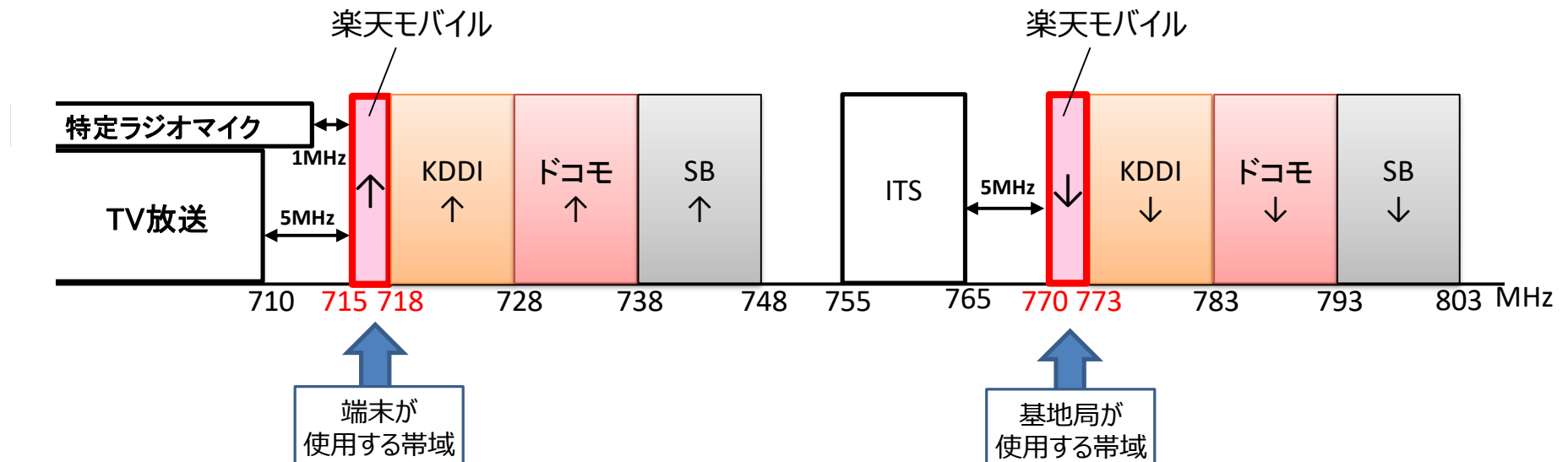
4

絶対審査基準			計画の概要
サービス	⑦	MVNOに対する卸電気通信役務又は電気通信設備の接続の方法による特定基地局の利用を促進するための計画を有していること	・約款をもとに、「接続」方式及び「卸電気通信役務」方式でのMVNOの利用を促進 ・MVNOからの個別の要望について、都度協議に応じ、サービスの多様化を促すべく必要な機能を提供
	⑧	提供しようとするサービスについて、利用者の通信量需要に応じ、低廉で、明瞭な、満足できる料金設定を行う計画を有すること	・料金・サービスを「ワンプラン」で提供 ・各種料金等について合理性のない料金設定をしないことを明記
混信対策	⑨	700MHz帯を使用する既存免許人が開設する無線局等との混信その他の妨害を防止するための措置を行う計画を有すること	・3GPPIに準拠した特定基地局となるよう留意し設備を調達（他の携帯電話システムへの措置） ・送信フィルタの挿入やサイトエンジニアリングによる対策を実施（ITSへの措置）
	⑩	地上デジタル放送の受信障害対策を行う計画を有すること	【地上デジタル放送について】 ・一般社団法人700MHz利用推進協会に加入し、受信障害対策を実施 ・フェムトセル基地局を含む基地局を稠密に開設するエリア設計や陸上移動局の送信電力制御を実施 ・1.7GHz帯フェムトセル基地局への優先接続や小電力レピータの活用 ・陸上移動中継局については送信フィルタを挿入し、TV受信系と最低60m以上の離隔距離を確保 ・52CHのTV信号を受信する弱電界エリアが増えた場合にも同様の対策を実施
	⑪	地上デジタル放送に混信を与えるおそれがあるエリアに関し、携帯電話端末の送信電力制御を適切に行う計画を有すること	
	⑫	地上デジタル放送や特定ラジオマイクに混信を与えるおそれがあるエリアに関し、基地局を稠密に開設するエリア設計を行う計画を有すること	【特定ラジオマイク及びデジタル特定ラジオマイクについて】 ・フェムトセル基地局を含む基地局を稠密に開設するエリア設計 ・免許人等の関係者に対する事前の情報提供、問い合わせ窓口や混信対策を行うための体制構築 ・1.7GHz帯フェムトセル基地局への優先接続や小電力レピータの活用 ・小電力レピータ及び陸上移動中継局については同一屋内での使用を避けるとともに、屋外では送信フィルタを挿入し、最低46m以上の離隔距離を確保 ・TVホワイトスペースチャンネルリスト掲載施設が増えた場合にも同様の対策を実施
	⑬	陸上移動中継局に関し、地上デジタル放送の受信設備や特定ラジオマイクとの離隔距離を確保し、送信フィルタを挿入する計画を有すること	
	⑭	小電力レピータ/陸上移動中継局を特定ラジオマイクが使用される場所と同一屋内で使用することを避ける取組に関する計画を有すること	
	⑮	基地局開設情報の事前提供、混信等発生時の問合せ窓口の設置を行う計画や、必要な対策を講じる体制を構築する計画を有すること	・事業者間の事前協議の実施、混信等防止に関する窓口を設置
その他	⑯	同一グループの企業から複数の申請がないこと	・同一グループからの申請なし
	⑰	割当てを受けた事業者が、既存移動通信事業者へ事業譲渡等をしないこと	・遵守する旨記載

- 審査の結果、申請された計画が、開設指針に定める絶対審査基準に適合していると認められるため、**楽天モバイル株式会社に対し、700MHz帯の周波数を指定して、開設計画の認定を行う。**
- 認定に当たっては、開設指針の趣旨等を踏まえ、条件を付すこととする。

【特定基地局の開設計画の認定】

- 認定開設者 楽天モバイル株式会社
- 認定の有効期間 認定日から10年間
- 指定周波数 770MHzを超え773MHz以下
- 条件 次ページのとおり



①エリア・サービス展開	1 周波数の特性を活かした広範かつつながりやすい移動通信システムの整備に取り組むとともに、より早期のサービス開始に努めること。
②基地局整備	2 認定を受けた移動通信事業者は自らネットワークを構築して事業展開を図るという原則に従い、基地局の着実な開設に努めること。 3 特定基地局の円滑かつ確実な整備のため、基地局の設置場所の確保及び工事業者との協力体制の構築に努めること。 4 電気通信事業の確実な運営のため、必要な社内体制の整備に努めること。特に、特定基地局その他電気通信設備の適切な運用のため、無線従事者など必要な技術要員や基地局の開設に必要な人員の確保、配置に努めること。
③電気通信設備に係る安全・信頼性の向上	5 豪雨や地震等での被害による通信障害に鑑み、停電対策・輻輳対策や通信障害の発生防止等の電気通信設備に係る安全・信頼性の向上に努めること。
④サイバーセキュリティ対策	6 情報通信ネットワーク安全・信頼性基準（昭和62年郵政省告示第73号）、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和5年度版）」（令和5年7月4日サイバーセキュリティ戦略本部決定）及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成30年12月10日関係省庁申合せ）に留意し、サプライチェーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策を講ずること。
⑤財務の健全性確保	7 毎年度の四半期ごとに、財務的基礎に関する事項について、認定された計画の進捗（進捗の見通しを含む。）を示す書類を総務大臣に提出すること。 8 競争やマクロ経済の変動に伴う経営環境の変化が生じた場合においても、設備投資、混信防止対策及び安定的なサービス提供のために必要となる資金の確保その他財務の健全性の確保に努めること。

⑥法令等遵守 による利用者 利益保護	9 電気通信事業の利用者の利益を保護するため、法令等に従うとともに、一層の体制強化に努めること。
⑦接続・卸電気 通信役務 の提供	10 周波数の割当てを受けていない者に対する電気通信設備の接続、卸電気通信役務の提供その他の方法による特定基地局の利用の促進に努めること。特に、当該者を通じた特定基地局の利用の促進に資するサービスを行った上で、当該サービス提供に必要な、当該者の求めに応じた接続機能の開放、接続料及び卸電気通信役務に関する料金の適正化並びにGPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて電氣的に接続する方法による特定基地局の利用の促進に一層努めること。
⑧利用者 料金設定	11 携帯電話の利用ニーズに対応した低廉で、明瞭な、満足できる料金設定を行うよう努めること。
⑨混信防止 対策	12 既存免許人が開設する無線局等との混信その他の妨害を防止するための措置を確実に講ずること。

(参考)開設指針等

(参考) 絶対審査基準

9

エリア展開	基準 ①	認定から 10年後までに、各総合通信局管区で人口カバー率を80%以上とする計画を有すること
設備	②	特定基地局設置場所の確保、設備調達及び設置工事体制の確保 に関する計画を有すること※
	③	特定基地局の運用に必要な 電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策 に関する計画を有すること※ ※「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（昭和62年郵政省告示第73号）・「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和5年度版）」（令和5年7月4日サイバーセキュリティ戦略本部決定）・「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成30年12月10日関係省庁申合せ）に留意すること。
周波数の経済的価値	④	特定基地局開設料の金額が「 $(281.3 - 0.0114 \times \alpha^*) \div 10 \div 2$ 億円 / 年 」以上であること（ただし、 最低額は1億円 / 年 ） ※ 開設計画に記載する特定基地局の数
財務	⑤	設備投資等に 必要な資金調達の計画 及び 認定の有効期間（10年間）の満了までに単年度黒字 を達成する収支計画を有すること
コンプライアンス	⑥	法令遵守、個人情報保護及び利用者利益保護 （広告での通信速度及びサービスエリア表示、通信性能による差異のエリアマップ表示等を含む。）のための対策及び当該対策を実施するための体制整備の計画を有すること
サービス	⑦	MVNOに対する卸電気通信役務又は電気通信設備の接続の方法による特定基地局の利用を促進 するための計画を有していること
	⑧	提供しようとするサービスについて、利用者の通信量需要に応じ、 低廉で、明瞭な、満足できる料金設定を行う計画 を有すること
混信対策	⑨	700MHz帯を使用する既存免許人が開設する無線局等との 混信その他の妨害を防止するための措置 を行う計画を有すること
	⑩	地上デジタル放送の受信障害対策 を行う計画を有すること
	⑪	地上デジタル放送に混信を与えるおそれがあるエリアに関し、 携帯電話端末の送信電力制御 を適切に行う計画を有すること
	⑫	地上デジタル放送や特定ラジオマイクに混信を与えるおそれがあるエリアに関し、基地局を 稠密に開設するエリア設計 を行う計画を有すること
	⑬	陸上移動中継局に関し、地上デジタル放送の受信設備や特定ラジオマイクとの 離隔距離を確保し、送信フィルタを挿入 する計画を有すること
	⑭	小電力レピータ/陸上移動中継局を 特定ラジオマイクが使用される場所と同一屋内で使用する ことを避ける取組に関する計画を有すること
	⑮	基地局開設情報の事前提供、混信等発生時の問合せ窓口の設置 を行う計画や、 必要な対策を講じる体制を構築 する計画を有すること
その他	⑯	同一グループの企業から複数の申請がないこと
	⑰	割当てを受けた事業者が、 既存移動通信事業者へ事業譲渡等 をしないこと

(参考)比較審査基準の審査項目と配点

10

- 本開設指針では、「エリア展開」、「公平性・競争促進」、「周波数の経済的価値」、「高度化」の4つのカテゴリに分けて比較審査項目を設けている。
- 配点は、各項目24点を基本とし、「エリア展開」のみ、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」（改訂版）において道路カバー率に関する整備目標が新たに設定されたことを踏まえ、道路カバー率を比較審査項目に追加するとともに、他のカテゴリよりも4点配点を高くして28点としている。

カテゴリ	審査項目		カテゴリの配点	審査項目の配点
Ⅰ エリア展開	A	認定から 10年後 における全国の 特定基地局の開設数 がより多いこと	28点	12点
	B	認定から 10年後 における全国の 人口カバー率 がより大きいこと		12点
	C	認定から 10年後 における全国の 道路カバー率 がより大きいこと		4点
Ⅱ 公平性・競争促進	D	いわゆる プラチナバンド の割当てを受けていないこと	24点	24点
Ⅲ 周波数の経済的価値	E	特定基地局開設料の金額 がより大きいこと	24点	24点
Ⅳ 高度化	F	3MHz幅の 5G・CA利用 に関する 国際標準化提案 を行うこと	24点	12点
	G	高周波数帯（sub6・ミリ波）と組み合わせた整備 をより行うこと		12点
その他	H	認定から 10年後 における全国の 面積カバー率 がより大きいこと	4点	4点

以下、基準 A～G を審査した結果として、総合点が同じ申請者が存在する場合に実施

(参考)比較審査基準及び評価の判定方法

11

カテゴリ	審査項目		判定方法
I	A	認定から 10年後 における全国の 特定基地局の開設数 がより多いこと	10年後の全国の 特定基地局数 を 三桁単位 まで比較評価
	B	認定から 10年後 における全国の 人口カバー率 がより大きいこと	10年後の全国の 人口カバー率 を 一桁単位 まで比較評価
	C	認定から 10年後 における全国の 道路カバー率 がより大きいこと	10年後の全国の 道路（国道・高速道路）カバー率 を 一桁単位 まで比較評価
II	D	いわゆるプラチナバンドの割当てを受けていないこと	申請者がいわゆる プラチナバンドの割当てを受けていない場合は最高点 。 割当てを受けている場合は配点なし（0点） 。
III	E	特定基地局開設料の金額 がより大きいこと	特定基地局開設料の額（一億円単位で記載）と絶対審査基準の額との「差」を比較評価
IV	F	3 MHz幅の 5 G・CA利用に関する国際標準化提案 を行うこと	3 MHz幅の5 G・CA利用に関する国際標準化提案を行うか否かを評価 。 ただし、 国際標準化提案を行わない者については、配点なし（0点） 。
	G	高周波数帯（sub6・ミリ波）と組み合わせた整備 をより行うこと	高周波数帯（sub6・ミリ波）と組み合わせた具体的な整備計画を有していること 。当該計画を有している場合は、10年後の全国の 高周波数帯の基地局数 を 三桁単位 まで比較評価。当該計画を有していない場合は、 配点なし（0点） 。
以下、基準 A～Gを審査した結果として、総合点が同じ申請者が存在する場合に実施			
その他	H	認定から 10年後 における全国の 面積カバー率 がより大きいこと	10年後の全国の 面積カバー率 を 優位が判定できるまで小数点以下を含めて比較評価 。

○ 比較審査の配点方式は、以下のとおりとする。

- ・ A～C、E 及び H : 等分配点方式
- ・ D : いわゆるプラチナバンドの割当てを受けていない場合は最高点、割当てを受けている場合は 0 点
- ・ F : 計画を有している場合は最高点、有していない場合は 0 点
- ・ G : 計画を有している場合は等分配点方式。有していない場合は 0 点

等分配点方式

1 位を最高点 (y) とし、順に 2 位は最高点 (y) $\times$ ($n-1$) $\div$ n 、3 位は最高点 (y) $\times$ ($n-2$) $\div$ $n \cdots$ と得点を付与する方式 (申請者数 n)

1 位	2 位	3 位	～	最下位
y 点	$y \times \frac{n-1}{n}$ 点	$y \times \frac{n-2}{n}$ 点		$y \times \frac{1}{n}$ 点

例) 申請者数 4、最高点が 16 点の場合
1 位から順に、16 点、12 点、8 点、4 点

